

～ 制度調査部情報 ～

2004年09月02日 全5頁

## 模索続く米国のストック・オプション 会計基準：追加版

制度調査部 中田 綾  
資本市場調査部 斉藤 円

企業会計最前線 No. 13 : FAS123号及びAPB意見書25号を改正する公開草案

### 【要約】

ストック・オプションに関する現行会計規則であるFAS123号は、公正価値による方法を推奨するにとどめ、本源的価値による方法も容認している。その結果、ストック・オプションについて報酬コストを認識しないという状況がもたらされた。

会計に対する不信が高まり会計処理法に批判が集中するようになり、国際会計基準審議会は、2004年に費用計上を義務付ける株式報酬取引の会計処理に関する国際財務報告基準を公表した。このような流れを受け、FASBは2003年にFAS123号の見直しを開始し、2004年3月31日にFAS123号及びAPB意見書25号を改正する公開草案の公表した。

本稿では、主に同公開草案の内容の解説を行う。

**本レポートは、8月17日に登録した「模索続く米国のストック・オプション会計基準」に記載を加えたものである（下線部分）。**

### ・米国のオプション会計基準を巡る迷走

米国でストック・オプション会計基準作成作業が迷走している。2001年に発覚したエンロン事件以来、日・米・欧いずれの国・地域においても、企業が価値あるものを役職員に与えているのに、費用計上しないのはおかしいという認識が高まった。それぞれの会計基準設定主体は新たな会計基準の設定を急いだが、最も早く会計基準開発を終えたのは国際会計基準審議会だった。2004年2月には会計基準を公表し、2005年から適用する事を明らかにした。

ついで米国の財務会計基準理事会は2004年3月費用計上を内容とする、会計基準の公開草案を発表した。しかし、これに対しハイテク業界が反対運動を起こした。ハイテク業界はベンチャー段階のものも多く、キャッシュの少ないベンチャー企業は採用に人材の確保に、ストック・オプションに大きく依存しているからである。もしストック・オプションを費用計上すれば、ベンチャー企業の利益は大きく圧縮されてしまう。ハイテク業界は費用計上に反対するよう、下院議員に働きかけた。2004年6月15日、下院は「ストック・オプション会計改革法」と呼ばれる法案を通過させてしまったのである。

もっともこの法案は評判が悪い。費用計上の対象を会社の執行役員トップ5人に限定し、モデルを使って最小価値法で計算することとし、かつ 商務省・労働省等が費用計上が経済に与える影響について調査を終えるまでは費用計上を義務付けない、など、実質的に費用計上を否定する内容だからである。

幸い、上院は下院法案に強く反対している。大統領選挙も迫っていることであるし、議員の会期である2005年1月までに、上院が下院法案を審議して成立させる事は、まず考えられない。したがって財務会計基準審議会（FASB）の作成した公開草案をもとに、最終案が作られることになる公算が大きい。とはいえ、FASBとしてももう一度、公開草案に手を加える必要はあるかもしれない。

わが国の会計基準設定主体、企業会計基準委員会はすでに2002年12月に会計基準作成の論点整理は発表しており、現在、公開草案作成作業の渦中にある。わが国のストック・オプション会計基準を考える上でも、米国の例は是非、参考にすべきであるといえよう。

以下、米国の会計基準の公開草案「株式報酬の会計」の内容を紹介する。

## ．「株式報酬の会計」の概要

### 1 経緯

ストック・オプションの費用化を求める会計基準は、1948年に米国公認会計士協会が公表した会計調査広報37号を始めとする。その後、1972年にAPB（会計原則審議会）より公表された意見書25号（Accounting for Stock Issued Employees）が一般に認められた会計原則とされてきた。APB意見書25号は、ストック・オプションに係る報酬コストを本源的価値（intrinsic value）に基づいて評価するものであり、実質的に費用を認識することはなかった。

1995年10月にFASBが公表したFAS123号（Accounting for Stock-Based Compensation）では、公正価値（fair value）に基づいてストック・オプションを測定し、あらゆる種類のストック・オプションについての費用認識を求めようとしていた。しかし、ハイテク業界を中心とする産業界からの反発を受け、最終的にFAS123号では、公正価値による方法を推奨するにとどめ、本源的価値による方法も容認した。その結果、大半の企業がAPB意見書25号に基づいた本源的価値による方法を採用し、ストック・オプションなどについて報酬コストを認識しないという状況がもたらされた。

だが、エンロン問題以降、会計に対する不信が高まり、会計処理法に批判が集中するようになったことから、自発的に公正価値法を採用する企業が増加し始めた。また、国際会計基準審議会（IASB）においては、2004年2月に、費用計上を義務付ける株式報酬取引の会計処理に関する国際財務報告基準（IFRS）第2号「株式報酬」を公表し、費用計上の義務付けが国際的な流れとなっている。

公正価値法の採用によって企業会計に透明性を確保し、国際会計基準との収斂への取り組みとの一貫性を保つため、FASBは2003年にFAS123号の再考を開始し、2004年3月31日にFAS123号及びAPB意見書25号を改正する公開草案の公表に至った。

### 2 公開草案の概要

#### （1）対象となる取引

公開草案では、従業員に対する株式報酬取引に関する会計処理のみを改正の対象としている。株式報酬取引とは、ストック・オプションや譲渡制限付株式など、その企業の発行する株式またはその他の持分金融商品に対する対価として財貨・サービスを取得する取引、もしくは株式増加受益権（SAR）など、企業の株式またはその他の持分金融商品の価格を基礎として測定される金額を現金等により決済する義務を負うことにより財貨・サービスを取得する取引をいう。

従業員以外に対する株式報酬や従業員持株制度（ESOP）に関する会計処理は、公開草案とは別個のプロジェクトとして取り扱われる。これらの会計処理については、現行の規則であるアメリカ公認会計士協会（AICPA）の参考意見書93-6とEITF96-18が適用される。

以下では公開草案におけるストック・オプション会計について概説する。

#### （2）公正価値による測定

企業が価値ある金融商品であるストック・オプションを付与し、その対価として労働役務を受領し費消する以上、それは企業の経済的取引に相当し、企業会計の対象とすべきである。ストック・オプション取引における企業側の労働役務の費消が認められるならば、株式報酬取引に基づき発生した費用を認識する必要があり、公開草案ではAPB意見書25号に基づいた本源的価値法を継続的に選択することは認めていない。

つまり、付与日に公正価値によって付与したストック・オプションを測定し、付与日から権利確定日までの期間にわたり費用計上していくことが義務付けられることとなる。その際には、権利行使期間が到来するまでに予想される失効率及び受領が期待される労働サービスの総量を見積り、報酬総額を測定する。

### ( 3 ) 公正価値による測定への移行

現行の会計基準では、前述の通り、本源的価値法と公正価値法の選択適用である。公開草案が採用されるならば、株式報酬を本源的価値に基づき評価している企業は、公正価値による費用計上に切り替える必要がある。公開草案では、新たに費用計上を行う場合は「修正された非遡及的处理法 (modified prospective method)」のみが認められている。

「修正された非遡及的处理法」では、新規に付与するストック・オプションだけでなく、過年度に付与したストック・オプションのうち権利行使期間を迎えていないものについても公正価値法を適用し、過年度のストック・オプションにかかる費用のうち当期配分額を加算する。ただし、公正価値法を適用する前の事業年度についても財務諸表を修正再表示 (restate) することはできない。

### ( 4 ) オプション・プライシング・モデル

測定方法を公正価値法に一本化するため、ストック・オプションなどの市場価格のない持分金融商品の場合は、オプション・プライシング・モデルなどを用いて公正価値を算定することになる。

公開草案では、利用すべきモデルを特定せず、株式報酬の公正価値を測定する上で、行使価格、権利までの予想残存期間、原株式の時価、予想ボラティリティ、原株式の予想配当利回り、及びリスクフリーレートを考慮することを求めるに留まっている。

ただし、付属書 B では、ブラック・ショールズ・モデルなどに代表される「閉鎖型 (closed-form) モデル」に代わり、固有の特殊条件を考慮に入れ易い二項モデルに代表される「格子 (lattice) モデル」を用いることを推奨している。

### ( 5 ) 権利確定数の見積り

オプションの公正価値総額は、最終的に権利の確定したオプションの数に基づいて算定される。しかし、付与日には最終的な権利数は未確定であるため、将来の離職率などを考慮に入れて予想確定数を見積もることとなる。付与日に設定した予想権利確定数が、その後の実績を勘案して適切でないと判断された場合には修正を行う。修正額は、修正した期の費用を直接加減する。過年度分を遡及的に修正するのではなく、変更した期の修正額として認識する。

現行の FAS123 号では、権利確定数の見積りについて、代替的な処理方法が認められている。代替的な処理方法とは、離職率などによる権利喪失分を考慮に入れた権利確定数の見積りを行わず、確定率 100% と仮定した上でオプション価値総額を測定し、実際に権利が喪失した場合に、その都度喪失分を認識する方法である。公開草案では、この代替的な処理方法は認められていない。

### ( 6 ) 費用の認識

株式報酬の費用は、オプションの公正価値総額を付与日の属する会計期間から、権利が確定するまでの会計期間で按分した額である。

権利行使があった場合、企業がこれに対応して、資産の移転・譲渡を行うことが必要になる株式増加受益権 (SAR) などの契約の場合は、現行基準と同じく、費用の相手勘定を負債として計上する。

ストック・オプションなど企業の持分金融商品の発行・もしくは自己所有の持分金融商品の譲渡が必要になる契約の場合は、雇用関係の継続がストック・オプションの権利行使条件であるならば (権利確定の条件ではない)、現行基準のもとと同様に、費用の相手勘定として資本 (資本準備金) を計上する。

現行の FAS123 号では、費用の相手勘定として資本を認識する。公開草案では、基本的にはこの方法によるが、ストック・オプションの権利行使に雇用関係の継続が必要とされないものについては、FAS 150 号「負債と資本の特徴を併せ持つ金融商品の会計」を適用して会計処理を行うこととして

いる。つまり、継続的な雇用サービスを権利行使の条件としていないストック・オプションの場合、ストック・オプションの権利行使により強制償還株式を取得するものや、権利行使により取得できる株式が変動する場合など特殊なものについては負債として計上する。継続的な雇用サービスを権利行使の条件としていないストック・オプションであっても、それ以外のものは資本として計上することになる。

権利行使時には、権利確定までに計上されたストック・オプション勘定の資本剰余金を振替え、権利行使に伴い払い込まれた額と合計して、新たに資本として計上する。

権利が行使されないまま権利行使期間が終了した場合は、そのまま資本の部に計上しておき、特に会計処理は行わない。

#### ( 7 ) 制度内容の変更

制度内容の変更とは、付与されるストック・オプションの数量、価格、それらに付された譲渡制限、権利確定条件、決済方法を変更することを言う。

ストック・オプションの制度内容を変更し報酬費用が増加する場合、変更した株式報酬の公正価値が、当初付与された権利の変更直前における公正価値を上回る部分、つまり公正価値の増加部分のみを測定する。

例えば、ストック・オプション 1 単位あたりの公正価値が、付与時に 10、条件変更日には 3 であり、条件変更を行った後の公正価値が 8 であったとする。その場合、条件変更に伴う公正価値の増加部分、すなわち、条件変更をしたオプションの公正価値 8 と条件変更前の公正価値 3 の差 5 を追加で費用計上する。トータルの費用計上額は、当初付与オプション 10 と増加部分 5 の合計の 15 となる。

付与時の公正価値の差でなく、変更直前の公正価値との差が追加計上されるため、公正価値の減少分は認識せず、当初の費用はそのまま計上されることになる。ただし、稀ではあるが、条件変更日において権利確定のための勤務条件や業績条件が満たされていないと予想されるため、トータルの費用計上額が付与時の公正価値を下回ることもありうる。

#### ( 8 ) 株式報酬制度の中止

ストック・オプション制度の中止とは、既に実施しているストック・オプション制度を取り消すことである。勤務条件など権利確定条件を充たさなかったことによる権利の失効など、ストック・オプションを付与された者を起因とする権利の消滅は、ストック・オプション制度の中止には含まれない。

ストック・オプション制度を中止する代わりに新しい権利を付与する場合、中止された権利の権利行使価格の引き下げなど、制度内容の変更と同様の会計処理をしなければならない。つまり、新しく権利が付与された時点で測定した新しいオプションの公正価値と、当初のオプションの中止直前の公正価値との差額を、その価値の増加分として費用計上し、ストック・オプション制度を中止した期以後の会計処理を修正する。

新しい権利の付与を伴わずにストック・オプション制度を中止するような場合は、従業員に発行した持分商品を買戻したものとして会計処理し、報酬費用の減額は行わない。

#### ( 9 ) 未公開会社の取扱い

現行の FASB123 号では、未公開会社は「最小価値法」の利用が認められている。最小価値とは、ボラティリティを考慮せずに計算する公正価値のことであり、本源的価値に時間的価値の金利相当分のみを加算した価値を言う。公開草案では、未公開会社による最小価値法の利用が禁止されている。

未公開会社は、ストック・オプションの付与時の公正価値、または、本源的価値のいずれかを費用計上しなければならない。ただし、の場合は、ストック・オプションが権利行使または決済されるまでの決算期ごとに、本源的価値の増加分を再測定し、費用を計上または減額する。

## ( 1 0 ) 開示

企業は、公開草案が適用される年に、継続事業利益、税引き前利益、純利益、営業活動からのキャッシュフロー、一株当たり利益、希薄化された一株当たり利益について FAS123 号の規定の変更が与える影響を開示しなければならない。また、公開会社が損益計算書を公表する期間に、従業員との株式報酬契約に基づき付与した権利が、APB 意見書 25 号の本源的価値によって会計処理されている場合には、当該会社は以下の情報を提供しなければならない。

純利益、一株当たり利益、及び希薄化された一株当たり利益

純利益に含まれる税効果を考慮した後の株式報酬費用

付与された権利全てに公正価値法が適用されていた場合の純利益に含まれていたであろう報酬コスト

付与された権利全てに公正価値法が適用されていた場合の実質純利益 (pro forma net income)

付与された権利全てに公正価値法が適用されていた場合の実質一株当たり利益 (pro forma basic)

## ( 1 1 ) 適用日

公開草案は、公開会社及び公正価値法を採用した未公開会社については、2003 年 12 月 15 日以降に始まる事業年度に付与、修正、決済される株式報酬、その他の未公開会社については、2005 年 12 月 15 日以降に始まる事業年度に付与、修正、決済される株式報酬に適用される予定である。適用日以前に遡及して適用することは認められない。